

仕様書（リース、レンタル用）

産業観光局農林振興室林業振興課

（担当 松浦、石橋 電話 2 2 2 - 3 3 4 6）

件名	森林整備保全事業の積算システムのリース（令和7年1月リース開始）
契約期間	令和7年1月1日～令和11年12月31日（60ヶ月）
契約条件	<p>1 支払方法 賃借物件として毎月払いとする。</p> <p>2 期間満了後の物件の取扱い 業者引取り ・ 本市無償譲り受け</p> <p>3 保守管理 含む ・ 含まない (含む場合は、その内容)</p> <p>(1) 国交省（土木、上下水道）農林水産省、治山林道、公園、造園・修景、調査測量（土木・農林）等歩掛の改定に速やかに対応すること</p> <p>(2) 京都府治山林道単価の改定に速やかに対応すること</p> <p>(3) 物価調査会単価（年1回）、経済調査会単価（年1回）の単価の改定に対応すること</p> <p>4 リース物品</p> <p>(1) 製品名 公共土木積算システムARIES NEXT（LAN版）</p> <p>(2) 数量 2システム</p> <p>(3) 製造者 株式会社ジャパナス 福岡市中央区天神4丁目8番25号 ニッコービル4F</p> <p>(4) 納品先 林業振興課及び京北・左京山間部農林業振興センターの既設パソコンとし、各1システムをインストールすること。</p> <p><納品先住所></p> <ul style="list-style-type: none">・ 林業振興課 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488・ 京北・左京山間部農林業振興センター 京都市右京区京北周山町上寺田1-1 京北合同庁舎内

	<p>5 その他</p> <p>京都市長期継続契約に関する条例の規定による長期継続契約（以下「特定長期継続契約」という。）に係る特約について</p> <p>物件供給契約、賃貸借契約及び委託契約において、債務負担行為を設定することなく特定長期継続契約を締結する場合は、契約期間の定め方及び契約の内容に応じ、各契約約款に次の特記事項を加えます。</p> <p>（予算が減額された場合等の途中解約）</p> <p>第1条 発注者は、翌年度以降において賃貸借料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。</p> <p>2 前項の規定により、発注者がこの契約を解除した場合において、この契約の賃貸借の対象となった物件に係る受注者の取得費用及び付随費用の合計額が、既に発注者が受注者に対して支払った賃貸借料を上回っていても、受注者は、その差額を発注者に請求することはできない。</p> <p>3 受注者は、前項に定めるもののほか、第1項の規定により発注者がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、発注者に請求することはできない。</p>
--	--

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。